

経済産業省、公正取引委員会、総務省

- **デジタル・プラットフォーム**は、「両面市場」を構成し、**事業者・消費者双方の便益を大きく向上**させている。一方、寡占・独占が生じやすい等の特性があり、その競争優位を背景に、契約条件やルールの一方的押し付け・変更、サービスの押し付けや過剰なコスト負担等、**取引慣行の不透明・不公正を巡る問題も指摘**されている。
- そこで、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」及びその下のワーキング・グループにおいて、学識経験者・実務家による議論がなされ、**デジタル・プラットフォーマーと利用者との間の取引の透明性・公正性の確保等**に向けたルール整備の**オプション**が整理されたもの。
- 今後は、本オプションを参考に、公正取引委員会による実態調査の結果も踏まえ、**政府においてより詳細な検討を進める**。

基本的な視点

- 自由競争やイノベーションによって実現された地位（市場支配力）自体ではなく、**競争優位にある力を濫用して公正な競争を歪める等の行為が問題**。デジタル・プラットフォーム経済の健全な発展のためには、利用者との関係はもちろん、事業者との関係も含め、**公正な取引慣行の実現が必要**。
- 一方、包括的で介入的な規制、硬直的な規制によって、未知のイノベーションを阻害し、利用者の便益を低下させることは避ける必要。**変化の早いデジタル市場におけるイノベーションの維持・促進とのバランスのとれたルール整備**が何より重要。

ルール整備の方向性とオプション

- 過剰規制回避の観点からは、独占的な事業者に対する規制（伝統的な「不可欠施設」の運営者に対して課されていた免許制等の厳しい規制）、一般的な「業」規制（デジタル・プラットフォーム「業」の創設）ではなく、競争制限のおそれがある行為を事後規制として捉える**独占禁止法の積極運用を中心に据える**ことが望ましい。
- デジタル・プラットフォーマーを巡る競争優位性に伴う不公正取引のおそれについても、**独占禁止法の規制の適用**による対応は可能。
- 一方、変化が激しく、依存度の高い中小企業・ベンチャー小規模事業者が存在する中、厳格な事後規制の執行である独占禁止法には、その性質上、迅速かつ効果的な救済や透明性を実現するための明示・開示の義務付け等には限界があり得る。そこで、**独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策**を検討するとともに、**独占禁止法を補完してデジタル市場の透明性・公正性を促進する規律**を検討するべき。

独占禁止法

【独占禁止法の迅速かつ適切な執行を可能とする方策のオプション】

- ① ガイドラインの制定 ② 特殊指定の告示 ③ 確約手続の積極活用 ④ 事業者団体の組成
- ⑤ 40条調査を含む継続的な市場の実態調査

独占禁止法の補完規律

- 包括的で介入的な類の事前規制ではなく、以下の観点から、一定の開示・明示義務を中心に設計。
 - ① **独占禁止法違反の未然防止のための規律**
 - ② **利用者の合理的選択を促すための規律**
 - ③ **利用者のスイッチング・コストを下げるための規律**
- **自主規制、法規制、共同規制**の中から、自主性・柔軟性と実効性のトレードオフ関係に留意しつつ検討していくことが必要。
※対話を通じたルール設計（プラットフォーマーから行政やステークホルダーへの積極的な説明等）、自主的取組を評価し促進する措置も重要。
- 民事措置のみならず、行政措置も含めた**エンフォースメント**の検討が必要。
※市場への情報提供（公表等）を通じた行動変容を促す方法も検討に値する。
- **対象とする類型、規模**についても検討が必要。
※オンライン・ショッピングモール、アプリ・ストアを議論の起点とする。ある程度巨大なプラットフォーマーに限定することを検討。